

川島町農業委員会 10月定例会 会議録

1. 開催日時 令和6年10月25日(金) 午後1時30分～午後3時05分
2. 開催場所 川島町役場 大会議室
3. 議長名 利根川 洋治
4. 出席人数 16名(農地利用最適化推進委員7名を含む)

会 長 4番 利根川 洋治

会長職務代理(副会長) 8番 横川 公久

農業委員

- | | |
|-----------|--------------|
| 1番 横田 正雄 | 2番 小高 春雄(欠席) |
| 3番 宇津木 忠明 | 5番 染谷 和廣 |
| 6番 稲毛 茂作 | 7番 遠山 いづみ |
| 9番 木村 悟 | 10番 山崎 清 |

農地利用最適化推進委員

中山地区 関口 孝美

伊草地区

三保谷地区 鈴木 健 松本 二三男

出丸地区 岡田 茂雄(欠席)

八ッ保地区 福島 和利 木村 淳一

小見野地区 杉山 進 永瀬 芳和

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会期の決定について

第3 諸般の報告について

第4 報 告

(1) 専決事項報告の件について

(2) 県許可等の状況について

第5 議 案

(1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認の件

(2) 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請承認の件

第6 その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 江間 裕一
 事務局次長 滝瀬 一也
 事務局員 大澤 昭恵
 書記

7. 会議の概要

	(会議規則第5条の規定により、会長が議長となる。)
事務局長	農業委員9名、農地利用最適化推進委員7名の出席報告を行い、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、定足数に達していることから開会を宣言した。
議長	日程第1「議事録署名委員の指名について」 会議規則第23条第2項の規定により、議長において指名する。 (3番 宇津木委員、5番 染谷委員を指名した。)
議長	日程第2「会期の決定について」 会期を本日一日とし、委員の承認を得た。
議長	日程第3「諸般の報告について」 報告事項はありませんでした。
議長	日程第4「報告」 報告第1「専決事項報告の件」について、事務局から朗読・説明を求めます。
事務局	「専決事項報告の件」について説明を行った。
議長	ただいまの報告事項について、質疑を求めます。 (質疑なし)

議長	報告第2「県許可等の状況」について、事務局から朗読・説明を求めます。
事務局	「県許可等の状況」について説明を行った。
議長	ただいまの報告事項について、質疑を求めます。 (質疑なし、次の日程に移る)
議長	日程第5「議案」 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請承認の件」を議題とし、事務局の朗読・説明を求めます。
事務局	議案第1号番号1から5について説明を行った。
議長	説明のあった案件について、担当委員の補足説明を求めます。
稲毛委員	番号1について補足説明を行った。
横川委員	番号2について補足説明を行った。
山崎委員	番号3について補足説明を行った。
遠山委員	番号4について補足説明を行った。
木村委員	番号5について補足説明を行った。
議長	担当委員の補足説明が終わったので、質疑を受けます。
山崎委員	番号2について、3条の耕作目的の権利移動については、上八ツ林の担当委員になるのではないですか。

事務局	3 条については基本的には、属人主義になります。譲受人が住んでいる住所の担当委員が確認をするのが本来ですが、番号 2 の譲受人が隣接地で耕作をしており、両地区の委員に相談をし、耕作地の委員による現地確認を行うことといたしました。
議長	議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請承認の件」を議題とし、事務局の朗読・説明を求めます。
事務局	議案第 2 号番号 1、2 について説明を行った。
議長	説明のあった案件について、担当委員の補足説明を求めます。
横田委員	番号 1 について補足説明を行った。
山崎委員	番号 2 について補足説明を行った。
議長	担当委員の補足説明が終わったので、質疑を受けます。
山崎委員	番号 1 について、都市計画法第 3 4 条 1 2 号区域は、市街化調整区域に 2 0 年以上居住する 6 親等以内の親族が自己用住宅を建築する場合に可能となっています。どのような関係になりますか。
事務局	譲受人の実家は長楽にあり、2 0 年以上の居住確認は取れています。譲受人は、現在は結婚されて中山のアパートに住んでいます。
山崎委員	市街化調整区域の自己用住宅の農地転用許可基準は敷地面積が 5 0 0 m ² 未満、建蔽率 2 2 %以上が条件となっていますが、番号 1 については、建築面積が 5 2. 9 9 m ² 、敷地面積が 4 9 5 m ² となっており、建蔽率が 1 0. 7 %になります。車の進入部分等の除外部分は何 m ² になり、有効面積は何 m ² になりますか。

事務局	進入路、転回スペース、カースペース、自転車・バイク置き場を除いたものが約210㎡になります。有効面積が210㎡となるため、建蔽率は約25%になります。
山崎委員	除外する箇所に網掛けをし、除外した面積を引いた有効面積を記入していただけるとわかりやすいです。
事務局	業者に対しての要望になりますが、農業委員会としてお願いしていきます。
染谷委員	町外の方が所有している畑や田の現状は、草が繁茂していたりしていませんか。
事務局	確かにそのような状況はありますが、今回の2件の案件については、耕作がされており、問題ありません。
	質疑終結
議長	日程第6「その他」について事務局から説明を求めます。
事務局	① 農地パトロールについて ② 地域計画に関する話し合いについて
議長	事務局の説明が終わったので、質疑を受けます。
遠山委員	地域計画に関する話し合いは、所有者にも連絡していますか。
事務局	地域計画は、10年後の耕作状況を計画するものなので、耕作者に連絡をしています。所有者には各戸配布にて周知する予定です。

木村委員	農地パトロール時に、遊休農地として確認した土地の所有者宅に訪問した際、留守の場合がありますが、留守宅のポストに入れる手紙を作成してほしいです。
事務局	留守宅への対応として、活用していただけるように作成します。
染谷委員	農地パトロールを実施し、解決した案件はありますか。
事務局	昨年度は、意向確認の回答が6割になり、回答のあった約半分が解消しております。
染谷委員	農地法が改正後、遊休農地対策で、県の是正措置まで行った経緯はありますか。
事務局	今までに埼玉県として、裁判所に申し立てを行い、命令がでた経緯はありません。
	質疑終結
議長	以上で本日の会議に上程した案件は、採決を残しすべて議了しました。これをもちまして、一度休会します。農地利用最適化推進委員の皆さまお疲れ様でした。 (農地利用最適化推進委員 退出)
議長	再開します。なお、全ての案件について質疑を求めます。 (質疑なし)
議長	議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請承認の件」番号1について「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (全員賛成)

- 議長 番号2について「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員賛成)
- 議長 番号3について「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員賛成)
- 議長 番号4について「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員賛成)
- 議長 番号5について「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員賛成)
- 議長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請承認の件」番号1から5の申請については、「許可」とすることに決定しました。
- 議長 議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認の件」番号1について「許可相当」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員賛成)
- 議長 番号2について「許可相当」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員賛成)
- 議長 議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認の件」番号1、2については、「許可相当」とすることに決定いたしました。

議長

会議に上程した案件はすべて議了した旨の報告を行い、令和6年10月の定例会の閉会を宣言します。

上記のとおり会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名する。

議

長

利根川洋治

3番 宇津木委員

宇津木 忠明

5番 染谷委員

染谷 和彦